

令和4年1月11日

会 員 各 位

大 分 県 経 営 者 協 会

第30回労働判例研究会のご案内

テーマ：「同一労働同一賃金に関する企業の対応」

「同一労働同一賃金」（パートタイム・有期雇用労働法）に関する改正法が、大企業は令和2年4月1日から、中小企業は令和3年4月1日から施行されております。

今回の研究会では「同一労働同一賃金」に関する具体的な裁判例の内容について解説していただき、各裁判例を踏まえた企業としての実務対応について学びます。企業経営者や人事労務担当者など、多数のご参加を賜りますようご案内申し上げます。

なお、別添の当日の報告内容の概要資料をご覧いただき、追加説明のご要望やご質問がございましたらご提出ください。

記

1. 日 時 令和4年2月16日（水） 15：30～18：00
2. 場 所 レンブラントホテル大分 2階「二豊の間」
大分市田室町9-20 TEL. (097) 545-1040
3. 座 長 弁護士法人アゴラ 弁護士 岩崎 哲朗 氏
4. 講 師 弁護士法人アゴラ 弁護士 上野 貴士 氏
田中保之法律事務所 弁護士 田中 保之 氏
弁護士法人アゴラ 弁護士 姫野 綾 氏
5. 内 容 (1) 講 義 (15:30～17:30)
(2) 質疑応答 (17:30～18:00)
6. 質問等 追加説明のご要望や質問がございましたら、別紙「第30回労働判例研究会質問票」を1月25日（火）までに提出（Fax 送信）ください。
7. 受講料 参加費：1人につき 6,000 円
*なるべくお振込みをお願いします。
*振込先：大分銀行本店 普通預金 No.7332331（大分県経営者協会）
8. 参加ご希望の方は、2月9日（水）までにお申し込みください。

大分県経営者協会

FAX. (097) 536-3012 電話 (097) 532-4745

E-mail : oita-keikyo@ruby.plala.or.jp

以 上

大分県経営者協会 行（FAX：０９７－５３６－３０１２）

第３０回労働判例研究会 参加申込書

会 社 名 _____

参 加 者

役 職	氏 名